

幼稚園・保育園・認定こども園等 入園のご案内



目次

- ◆利用手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ◆教育・保育施設等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2～4
- ◆支給認定（保育の必要性の認定）・・・・・・・・ P 4～6
- ◆利用者負担額（保育料等）・・・・・・・・・・・・ P 6～7
- ◆特別保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8～10



さくら市
SAKURA CITY

こども政策課 ☎ 028-681-1125

令和6年度版

(※ 令和6年4月1日現在の内容で作成しています。)

◆利用手続きの流れ

申込みから入園までの流れは、お子様の認定区分ごとに異なります。

施設型給付を受けない幼稚園（新制度未移行幼稚園）を利用する場合は、直接園に入園の申込みをし、利用契約を行ってください。

- 【1号認定】を受けて『新規』に利用する施設 ※入園の決定は園で行います。

利用施設：新制度移行の幼稚園（3～5歳）、認定こども園〔幼稚園機能部分〕（3～5歳）



- 保育園入園申込み（【2号認定】、【3号認定】を受ける方） ※市で審査し入所を決定します。

利用施設：保育園（0～5歳）、認定こども園〔保育園機能部分〕（0～5歳）、地域型保育事業



※入園選考は、申請書類の内容を確認し、選考基準に基づき優先順位の高い方から利用決定を行います。

- ▼当年度途中（5月～翌3月まで）の入園申込み（【2号認定】、【3号認定】を受ける方）

入園希望月の6ヶ月前から随時受付し、入園希望月の前月の10日が締め切りとなります（10日が市役所の休業日である場合、その直前の開庁日が締め切りです）。締め切りまでに申込用紙をこども政策課もしくは喜連川支所市民生活室へ提出してください。

- ▼翌年度以降の『新規』の入園申込み（【2号認定】、【3号認定】を受ける方）

毎年4月からの新規入園申込みは、毎年10月頃に申込受付をしています。年度によって申込期間が異なりますので、詳しくは9月の広報とホームページでご確認ください。

- ▼他市町村の保育園等の入園申込み（【2号認定】、【3号認定】を受ける方）

希望先の市町村によって申込みの条件や期限が異なりますので、事前にご相談ください。

◆教育・保育施設等

幼稚園 (満3歳児～ 小学校就学前)

様々な遊びを中心とした教育により、小学校以降の学習の基盤を培うことができる学校教育法に定められた「学校」です。

※幼稚園には、新制度に移行した園と以前の制度のまま継続する園（施設型給付を受けない幼稚園）があります。以前の制度のまま継続している園については、手続きと保育料の仕組みは今までと変わりません。

保育園 (0歳児～ 小学校就学前)

就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する「児童福祉施設」です。健やかな発達を保障する養護を実施します。

園により延長保育や子育て相談、一時保育などを実施します。

認定こども園 (0歳児～ 小学校就学前)

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ施設です。

認定こども園には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がありますが、現在、当市には幼保連携型認定こども園が2園、地方裁量型認定こども園が1園あります。

地域型保育事業 (0歳児～2歳児)

少人数（定員19名以下）の単位で、家庭で保育のできない保護者に代わり保育する事業です。卒園年度終了後は、保護者の希望に応じ、幼稚園、保育園又は認定こども園に転園することが可能です。

この事業には、以下の4つの類型があります。

◇家庭的保育

家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を実施する事業です。

◇小規模保育

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施する事業です。現在、当市には3事業所（ちびっこランドさくら園・つくし保育園・ゆうゆうランドさくら園）があります。

◇事業所内保育

会社や事業所の保育施設などで、従業員の児童と地域の児童と一緒に保育を実施する事業です。

◇居宅訪問型保育

障がい・疾患で個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業です。

認可外 保育施設

認可外保育施設は、児童福祉法に基づく施設の設置認可を受けていない保育施設の総称です。保育を行う上では、職員配置基準、保育室の構造設備、非常災害対策等について、指導監督基準が示されています。

企業主導型保育事業所や託児所も含まれます。

さくら市内施設一覧

教育・保育施設一覧▶



●保育園一覧

公私	名称	住所	利用定員	開園時間	電話	受入月齢
公	たいよう保育園	松山 796-1	170名	7:15～19:30	681-1331	6か月～
公	わくわく保育園	喜連川 837-1	170名	7:15～19:30	686-2142	6か月～
私	あおぞら保育園	草川 42	230名	7:00～19:30	681-1336	2か月～
私	氏家さくら保育園	上野 202-10	50名	7:00～19:30	682-3858	産休明け～
私	第二氏家さくら保育園	氏家 1060 - 1	120名	7:00～19:30	666-7277	産休明け～
私	氏家保育園	氏家 2377-1	110名	7:00～19:30	682-2402	6か月～
私	ふれあい保育園	氏家 3263-5	144名	7:00～19:30	682-8837	産休明け～
私	アップル保育園	蒲須坂 595-2	100名	7:00～19:00	682-9957	3か月～
私	こどもの森 YOU 保育園	箱森新田 154-1	40名	7:00～19:00	612-5783	産休明け～

- ・あおぞら保育園は令和6年4月より民営化になりました。
- ・氏家さくら保育園は2歳児クラス（満3歳児）の年度までのお預かりになります。次年度以降は市内のいずれかの保育園へ転園になります。

●認定こども園一覧【幼保連携型】

幼稚園機能部分は、幼稚園にお申込みになります。保育園機能部分は、市にお申込みになります。

公私	名称	住所	分類	利用定員	開園時間	電話	受入月齢
私	認定こども園 きつれ川幼稚園	下河戸 1934-2	幼稚園	45名	10:00～14:30	685-3759	満3歳～
			保育園	90名	7:00～19:30	685-1188	産休明け～
私	認定こども園 氏家幼稚園	櫻野 1745	幼稚園	270名	8:30～14:30	682-8393	満3歳～
			保育園	100名	7:00～19:30		6か月～

- ・きつれ川幼稚園（幼稚園機能部分）は、7:45～10:00、14:30～18:00に預かり保育を実施しています。
- ・氏家幼稚園（幼稚園機能部分）については、14:30～18:00に預かり保育を実施しています。

●認定こども園一覧【地方裁量型】

幼稚園機能部分は、幼稚園にお申込みになります。保育園機能部分は、市にお申込みになります。

公私	名称	住所	分類	利用定員	開園時間	電話	受入月齢
私	認定こども園 ヒカリ園	氏家 3093-2	幼稚園	9名	9:00～14:30	682-9006	満3歳～
			保育園	11名	7:30～19:00		3歳児～

- ・保育機能部分も土曜日は休園となります。
- ・幼稚園機能部分は、7:30～8:30、14:30～19:00に預かり保育を実施しています。

●地域型保育事業所一覧（さくら市では下記の小規模保育事業所3園となります。）

公私	名称	住所	利用定員	開園時間	電話	受入月齢
私	ちびっこランドさくら園	櫻野 414 - 1	12名	7:30～19:30	688-0852	6か月～
私	つくし保育園	上野 142-15	18名	7:00～19:30	682-6745	3か月～
私	ゆうゆうランドさくら園	草川 3-66-12	12名	7:30～19:30	666-5678	6か月～

- ・2歳児クラス（満3歳児）の年度までのお預かりになります。次年度以降は市内のいずれかの保育園へ転園になります。

施設の最新情報はホームページよりご確認ください。（右上QRコードよりアクセスできます。）

●認可外保育施設一覧

利用申込み・保育料等については、直接施設へお問い合わせください。

名称	住所	定員	開園時間	電話	受入月齢
そらまめ保育園 (企業主導型保育事業所)	馬場 132-1	20名	7:00～19:00	612-7035	6か月～
黄色いおうちルキヤルヌ	卯の里 1-4-10	しばらく休園となります。		681-0271	6か月～2歳

※定員・開園時間等は、令和5年4月現在の内容になります。

◆支給認定（保育の必要性の認定）

新制度移行幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業所を利用するためには、「支給認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。認定は、入園児童の保護者の居住地の市町村が行います。各施設への入園申込みと同時にご申請ください。

新制度に移行せず、以前の制度のまま継続する幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）を利用する場合、保育料無償化の対象児童は「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

●特定教育・保育施設を利用する場合等の認定

支給認定区分	対象	利用できる主な施設・事業
1号認定 (教育標準時間認定)	「教育」を希望する満3歳以上の児童	幼稚園（新制度移行） / 認定こども園（幼稚園機能）
2号認定 (保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳以上の児童	保育園 / 認定こども園（保育園機能）
3号認定 (保育認定)	保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳未満の児童	保育園 / 地域型保育事業 / 認定こども園（保育園機能）

●保育認定の基準

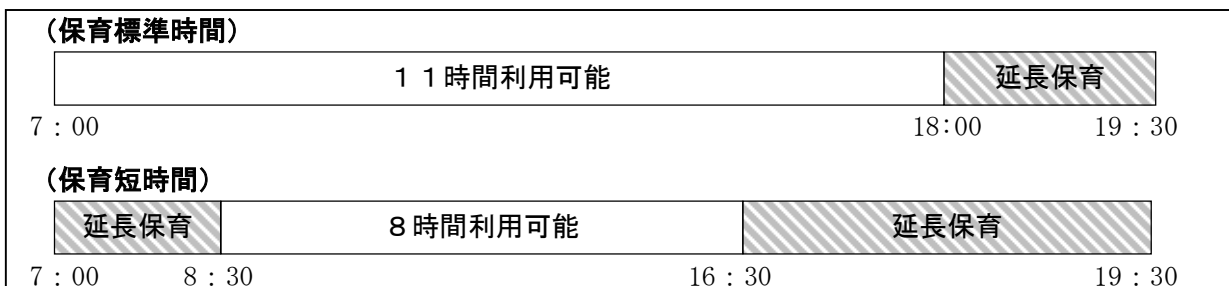
保育園などでの保育を希望される場合の認定のうち、2号・3号認定は、次の①～③が考慮されます。

① 保育を必要とする事由

保育園などでの保育を希望する場合は、表中の「保育を必要とする事由」に該当することが必要です。また、2号、3号認定保護者の「保育を必要とする事由」に応じて、保育時間（保育の必要量）が「保育標準時間」もしくは「保育短時間」に区分されます。

- ・「保育標準時間」…開園時間から最大**11時間**の利用が可能
- ・「保育短時間」…8:30～16:30の間の最大**8時間**の利用が可能

【保育の必要量のイメージ】 開（閉）園時間は、各園で異なります。



※「保育標準時間」の方が利用可能な11時間を超えて施設を利用する場合、または「保育短時間」の方が利用可能な8時間を超えて施設を利用する場合は、延長保育となります。延長保育における料金設定は、各施設で異なります。

No.	保育を必要とする事由	保育標準時間 (最大 11 時間保育)	保育短時間 (最大 8 時間保育)
1	就労 (月 64 時間以上) ※雇用形態や勤務時間帯を問わない	月 120 時間以上の就労 (保育短時間への希望も可)	月 64 時間以上 120 時間未満の就労
		※状況により判断する場合もある	
2	妊娠・出産 (出産前後 3 ヶ月が対象)	○	×
3	保護者の疾病・障害	状況により判断	
4	同居家族等の介護・看護	状況により判断	
5	災害復旧	○	×
6	求職活動 (入園後 90 日以内に就労することが必須)	×	○
7	就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)	月 120 時間以上の就学 (保育短時間への希望も可)	月 64 時間以上 120 時間未満の就学
		※状況により判断する場合もある	
8	虐待や DV の恐れがあること	○	×
9	【在園児のみ】 育児休業期間中の継続利用 (育児休業対象の児童が 1 歳になる日の属する年度末まで)	×	○
10	その他市が認めた場合	状況により判断	

※保護者のどちらかが「保育短時間」に該当する場合、認定区分は「保育短時間」になります。

② 認定の有効期間

支給認定には、有効期間があります。

保育園、地域型保育事業所を利用している場合は、失効した時点で退園となります。

No.	保育を必要とする事由	有効期間
1	就労	就労している期間
2	妊娠・出産	出産 (予定) 日の属する月を除く前後 3 ヶ月
3	保護者の疾病・障害	それぞれの事由による保育を必要とする期間
4	同居家族等の介護・看護	
5	災害復旧	
6	求職活動	効力発生日から起算して 90 日を経過する日の属する月末まで
7	就学	効力発生日から卒業予定日又は終了予定日の属する月末まで
8	虐待や DV のおそれがあること	保育を必要とする期間
9	育児休業期間中の継続利用	育児に係る子が満 1 歳に達する年度までの間で、復職する日の前日の属する月末まで
10	その他市が認めた場合	保育を必要とする期間

③ 「優先利用」への該当の有無

2 号・3 号認定は、ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、育児休業明け、児童に障がいがある場合などには、保育の優先的な利用が必要と判断する場合があります。

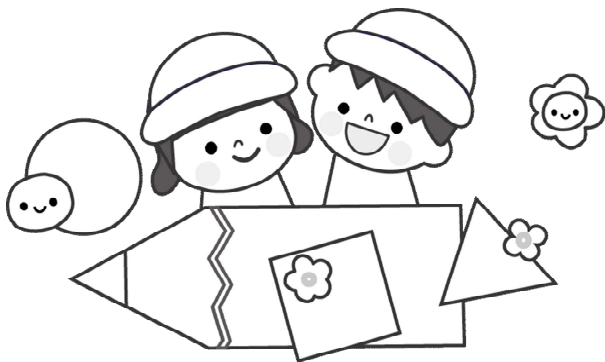
同居の親族の方が児童を保育できる場合、利用調整 (入園審査) の際に利用の優先度を調整します。

●支給認定内容の通知

国の制度改正により、平成30年4月から支給認定証の発行は原則行わず、入所決定者には利用者負担決定通知書、入所保留者には支給認定決定通知書に認定内容を記載して通知します。支給認定内容は入所の可否に関わらず、申請者全員に通知します。認定審査に時間を要する場合、通知に時間を要する場合があります。

●現況届（毎年7月頃、7月以降に途中入園した場合は随時）

2号、3号認定を受けた方は、「保育を必要とする事由」に該当していることの確認や保育料決定の必要性を踏まえ、1年に1回、現況届として就労証明書等のご提出をしていただきます。
現況届の提出がなされない等、保育の必要性が確認できない場合は、原則退園となります。



◆利用者負担額

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所の3～5歳児クラス・住民税非課税世帯の0～2歳児クラスに在籍するお子様の保育料が無償化となります。

また、「保育の必要性」の認定を受け、認可外保育施設等（※）や幼稚園の預かり保育を利用する方の保育料についても無償化の対象となります。

（※）「認可外保育施設等」…認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポートセンターを指します。

●無償化の対象一覧

○…対象（上限額無）、△…対象（上限額有）、×…無償化対象外

		A	B	C	D	E
認定区分		2・3号	1号	新1号	新2・3号	新2・3号
		保育園、認定こども園（保育部分）、地域型保育所	認定こども園（教育部分）、新制度幼稚園	未移行幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園）	預かり保育※	認可外保育所、一時預かり、ファミサポ等
3～5歳児（全世帯）		○	○	△ 25,700円まで	△ ※ 11,300円まで	△ 37,000円まで
0～2歳児	満3歳児（課税世帯）	×	○	△ 25,700円まで	×	×
	満3歳児（非課税世帯）	○	○	△ 25,700円まで	△ ※ 16,300円まで	△ 42,000円まで
	0～2歳児（非課税世帯）	○				△ 42,000円まで

※…幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の教育時間終了後の預かり保育のことを指します。
 保育園、認定こども園（保育園部分）、地域型保育事業所の延長保育は無償化の対象外です。

●**保育園、認定こども園〔保育園機能部分〕、地域型保育事業の保育料**

3歳児～5歳児クラス

幼児教育・保育無償化の制度により**保育料は無料**です。**給食費は保護者負担**となります。

※2歳児クラスの子どもは、年度途中で満3歳に到達することで3号認定から2号認定に切り替わりますが、その年度中は3号認定の保育料が適用となり、翌年度より無償化の対象となります。

※副食費（おかず代）の取扱いについて

年収 360 万円未満相当世帯（市民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親世帯・障害者世帯の場合 77,101 円未満）の世帯）と第3子以降の子どもは、副食費（おかず・おやつ代）が免除されます。

0歳児～2歳児クラス

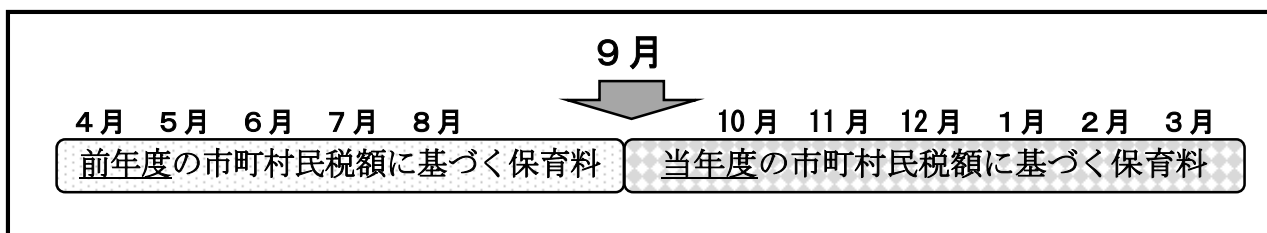
さくら市保育料（利用者負担額）徴収基準額表（月額）より

階層区分		定義	月 額				
			0歳児クラス		1・2歳児クラス		
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	1	生活保護世帯	0				
B1	2	市民税非課税世帯					
B2	3	市民税所得割非課税世帯	8,000 (0)	7,900 (0)	7,000 (0)	6,900 (0)	
C1	4	市民税所得割課税世帯	48,600 円未満	12,000 (5,500)	11,800 (5,400)	11,000 (4,500)	10,800 (4,400)
C2	5		48,600 円以上 57,700 円未満	20,000 (6,000)	19,700 (5,990)	17,000 (5,100)	16,700 (5,080)
C2	5		57,700 円以上 72,800 円未満	20,000 (6,000)	19,700 (5,990)	17,000 (5,100)	16,700 (5,080)
C3	6		72,800 円以上 77,101 円未満	27,000 (8,100)	26,500 (8,060)	23,000 (6,900)	22,600 (6,870)
C3	6		77,101 円以上 97,000 円未満	27,000	26,500	23,000	22,600
C4	7		97,000 円以上 133,000 円未満	33,000	32,400	27,000	26,500
C5	8		133,000 円以上 169,000 円未満	37,000	36,400	30,000	29,500
C6	9		169,000 円以上 235,000 円未満	47,000	46,200	38,000	37,400
C7	10		235,000 円以上 301,000 円未満	49,000	48,200	45,000	44,200
C8	11	301,000 円以上	52,000	51,100	49,000	48,200	

- 他に生計の途がなく、保護者が扶養している 22 歳未満の学生等からカウントして、第2子以降の場合、保育料無料となります。（一部免除申請が必要）
- 母子(父子)世帯、在宅障がい児(者)を有する世帯等のうち、市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯について、第1子の保育料は（ ）内の金額です。

●**保育料の計算方法**

- 保育料は、児童の年齢と児童の父母等の市町村民税の合計額により算定されます。年度途中で児童が誕生日を迎えても、当年度4月1日現在の年齢の保育料をお支払いいただきます。
- 4月～8月分の保育料は前年度（前々年中）、9月～翌年3月分の保育料は当年度（前年中）の市町村民税額を基準に決定します。



◆特別保育事業

市では保育サービスの充実を図るため、通常保育に加えて様々な保育サービスを行っています。

●延長保育（各実施保育施設に直接申込み）

保護者の仕事の都合等により、保育時間内にお迎えできないお子さんを午後7時または、午後7時30分までお預かりします。延長保育は、すべての施設で実施しています。

【公立保育園における時間外保育及び延長保育】

保護者の支給認定内容に基づき、利用可能な保育時間の違いによる「保育標準時間」と「保育短時間」の範囲内でご利用いただくこととなります。公立保育園では「保育標準時間」は午前7時15分～午後6時15分の11時間、「保育短時間」は午前8時30分～午後4時30分の8時間と設定しました。

保育標準時間(11時間)、保育短時間(8時間)のそれぞれの区分の時間帯を超えて利用する保育は、時間外保育又は延長保育となります。時間外保育又は延長保育を利用すると、別途料金がかかります。

（保育標準時間）					
7:15		18:30	19:30		
保育標準時間		延長保育			
保育料(月額)の範囲で利用可能		300円/30分 ※月極利用有り			
（保育短時間）					
7:15	8:30	16:30	17:45	18:30	19:30
時間外保育(前)	保育短時間		時間外保育(後)		延長保育
無料	保育料(月額)の範囲で利用可能		無料	100円/45分	300円/30分 ※月極利用有り

※1ヶ月当たりの時間外保育料の合計額の上限は、さくら市保育料徴収基準額表において区分される階層区分の、保育標準時間と保育短時間の保育料の差額になります。

※なお、私立で実施する各認定時間外の料金設定は、各施設にお問い合わせください。

●休日保育（入園中の保育施設に直接申込み）

保育施設に入園している児童で、年末年始を除く休日などにお子さんの保育ができない場合にお預かりします。

さくら市に住民票があり、認可保育施設をご利用中の方であればどなたでもお申込みができます。

〔実施保育園〕 たいよう保育園

〔開所時間〕 午前8時～午後6時

〔保育料〕 3歳児未満 日額2,500円

3歳児以上 日額1,300円

※当年度4月1日時点の年齢を基準とします。



●一時保育（各実施保育施設に直接申込み）

仕事の都合や就学等で継続的にお子さんの世話ができなくなった場合は、週平均3日を限度にお預かりします。

また、保護者の病気や事故、冠婚葬祭等により緊急に保育できなくなった場合は、その状況により必要な日数をお預かりします。

類型	実施保育園
余裕活用型	(公立) たいよう保育園、わくわく保育園 (私立) 第二氏家さくら保育園、ふれあい保育園、こどもの森 YOU 保育園、あおぞら保育園、つくし保育園、認定こども園きつれ川幼稚園、認定こども園ヒカリ園
一般型	(私立) ちびっこランドさくら園、ゆうゆうランドさくら園

【用語解説】

- ・余裕活用型…在園児の定員に余裕がある場合のみ利用可能な園
- ・一般型………在園児の定員とは別に、一時預かり専用の保育室等を設けている園

▼公立保育園の場合

〔保育時間〕 午前8時30分～午後5時

〔一時保育料〕 3歳未満 日額2,000円
3歳以上 日額1,000円

※ご利用日時点の年齢を基準とします。

公立保育園において初めて一時保育を希望される場合、事前に面接等の手続きが必要となりますので、なるべく1週間前までに保育園あてご連絡ください。

▼私立保育園については、各施設にお問合せください。

●病児保育事業〔病児対応型・病後児対応型〕

病気または病気の回復期のお子さんで、集団保育が困難な期間、保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育ができない場合、一時的にそのお子さんをお預かりします。

なお、お子さんの病状や保育園の状況により、お預かりできない場合があります。

実施は、他市町の委託保育園となります。

【病児】＝「病気の回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められないお子さん

【病後児】＝病気の回復期にあるが、集団保育が困難で、かつ、その保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育ができない場合にお子さん

〔対象児童〕 就労、傷病、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育ができない保育園等に入園している児童及び小学校3年生以下のお子さん

病児・病後児保育実施施設

名称	住所	開設時間	休園日	電話
(宇都宮市) 病児保育施設 おはなほいくえん	宇都宮市 竹林町 941 番地 3	月～金曜日 ：午前8時～午後6時 土曜日（第二土曜日は休園） ：午前8時～午後1時	第二土曜日・ 日曜日・祝日・ 創立記念日 (5月30日)・ 年末年始	028- 678-9600

・保育料 - 2,500円/日

・利用方法 事前に施設へ電話予約をし、必要書類を用意して利用当日施設にお申し込みください。

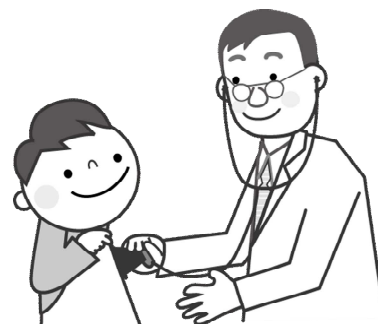
病後児保育実施保育園

名 称	住 所	開設時間	休園日	電 話
(矢板市) びっころ保育園	矢板市富田 530 - 4	午前 7 時～午後 6 時		0287- 43-0266
(高根沢町) こばと保育園	高根沢町大字宝積寺 2400 番地 19	月～金曜日 ：午前 8 時～午後 6 時 土曜日 ：午前 8 時～午後 1 時	日曜日・祝日・ 年末年始	028- 675-3315

- ・保育料 - 1, 0 0 0 円／日〔びっころ保育園〕
- 3 0 0 円／時〔こばと保育園〕

※保育料は直接保育園へお支払いください。

- ・利用方法 事前にこども政策課へご相談ください。利用希望日まで時間がない場合は、直接施設に確認していただいてもかまいません。
施設の受入が可能であれば、必要書類をこども政策課へご提出いただきます。



■ メ モ ■



子育て情報!

市内にある
子育て支援センターです。
どなたでも利用できますので、
お気軽にお出かけ下さい。



ちゅうりっぷ (児童家庭支援センター ☎686-2220)



- 養育に関する相談
- 短期預かり (夜間・休日を含む)

子育てひろばひまわり (喜連川児童センター ☎678-2651)



子育てひろばひまわり (午前9時~午後6時)
催し開催: 午前11時40分~ひまわりタイム
※ 第3日曜日、年末年始は休館日

どんぐりひろば (上松山児童センター ☎616-3660)



どんぐりひろば (午前9時~午後6時)
催し開催: 火・水・金 午前11時~わくわくタイム
※ 第3日曜日、年末年始は休館日
※ 詳しい内容は、ホームページでご確認ください。

●放課後児童クラブ (学童保育)

開設場所	氏家児童センター、南小学堂保育センター、熟田小、押上小、上松山児童センター、喜連川児童センター
保育時間	* 学校閉校日: 授業終了後~午後6時30分 * 土曜日、長期休業期間、臨時休校日 (日曜日、祝日、年末年始除く) : 午前7時30分~午後6時30分 氏家児童センター、南小学堂保育センターは最大で午後7時30分まで、喜連川児童センターは最大で午後7時00分まで延長保育
保育料	* 月額 7,000円 * 夏季休業期間 (8月) 14,000円 * 土曜日利用 2,000円 * 土曜日、休校日の臨時利用 日額700円 * 延長保育利用 30分ごとに300円

お問い合わせ

氏家児童センター ☎612-6145 喜連川児童センター ☎678-2651
南小学堂保育センター ☎612-2215
上松山小・熟田小・押上小はさくら市社会福祉協議会氏家支部へ ☎682-2217

わくわくサロン (アップル保育園 ☎682-9957)



開放時間: 午前10時~午後3時
開放曜日: 月~金曜日 (祝日、年末年始は除く)
催し開催: 金曜日 午前10時~12時

おひさまひろば (氏家児童センター ☎612-6145)



おひさまひろば (午前9時から午後6時)
催し開催: 午前11時から SUN SUN タイム (行事のない時のみ)
※ 第3日曜日、年末年始は休館日
※ 詳しい内容は、ホームページでご確認ください。

サンサンサロン (あおぞら保育園 ☎681-1336)



開放時間: 午前9時~午後3時
開放曜日: 月~金曜日 (祝日、年末年始は除く)

びーち (こども発達支援センター ☎678-8300)



- 児童発達支援事業
- 保育所等訪問事業
- 放課後等デイサービス

にこにこサロン (たいよう保育園 ☎681-1331)



開放時間: 午前9時~午後3時
開放曜日: 月~金曜日 (祝日、年末年始は除く)

